

令和8年(2026年)度  
「いじめ防止基本方針」

北海道上川高等学校

# いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止の基本方針

今日、いじめは多種多様化し、学校単独では対応が困難な状況が増加しています。いじめをきっかけに深く傷つき、不登校に陥ったり、自ら命を絶つという痛ましい事例もみられ、いじめ問題への対応は大きな学校課題のひとつとなっています。

生徒達が安全・安心に意欲を持って充実した高校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るための「札幌上川高等学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定めます。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的・物理的影響を与える行為であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものを指します。

## 3 いじめに対する基本的な考え方

「いじめは絶対に許さない」  
「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得ることである」  
「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である」

この認識のもとに、教職員は在籍生徒の保護者、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときには、迅速かつ適切にこれに対処することが大切です。

## 4 いじめの構造・態様・動機

### (1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけではなく、「観衆」や「傍観者」などもあり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもあります。

### (2) いじめの態様

悪口を言う・あざける 落書き・物壊し 集団での無視 陰口  
避ける ぶつかる 小突く 命令・脅し 性的辱め  
メールやネットの書き込み等による誹謗中傷 噂流し からかい  
仲間はずれ 嫌がらせ 暴力 たかり 使い走り 等

### (3) いじめの動機

- ア 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- イ 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ウ 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- エ 同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- オ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- カ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- キ 欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

## 5 いじめ防止の指導体制・組織的対応

- (1) 日常の指導体制  
いじめを未然に防止し、早期に発見するため「いじめ防止対策委員会」を設置し、日常の指導体制を確立する。
- (2) 緊急時の組織的対応  
いじめを認知した場合、その解決に向けた組織的な取組を「いじめ防止対策委員会」を中心に行う。

## 6 いじめの予防

- (1) 日常の授業における指導の充実
  - ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくりに努める。
  - イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりに努める。
- (2) 特別活動・道徳教育の充実
  - ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりに努める。
  - イ ボランティア活動の充実による思いやりの心の育成と自己有用感の涵養に努める。
- (3) 教育相談の充実
  - ア 定期的な面談を実施する。(前期・後期に面談週間を設置して実施する)
  - イ スクールカウンセラーによるカウンセリングの充実を図る。
- (4) 人権教育の充実
  - ア 授業やHR、特別活動等とおして人権意識の高揚を図る。
  - イ 講演会等を開催して人権意識の高揚を図る。
- (5) 情報教育の充実
  - ア 教科「情報」におけるネットモラル教育の充実を図る。
  - イ 講演会等によるネットモラル教育の充実を図る。
- (6) 保護者・地域との連携
  - ア P T A総会や学年・学級懇談会、講演会等とおして「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底に努める。
  - イ 学校ホームページや各種通信・刊行物等により学校の情報発信を促進する。

## 7 いじめの早期発見

- (1) いじめの発見
  - ア いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
  - イ 速やかに報告し、事実確認を行う。
- (2) 生徒への目配り・気配りを怠らず、いじめられている生徒・いじている生徒のサインに気づく。
- (3) 各教科担任や生徒、保護者の協力を得ながら教室・家庭でのサインに気づく。
- (4) 相談体制の整備
  - ア 相談窓口を設置し、生徒への周知を図る。
  - イ 外部の相談機関を紹介する。
  - ウ スクールカウンセラーを活用する。
- (5) 定期的調査の実施  
アンケート調査を実施する。(年2回 6月・11月)
- (6) 情報の共有
  - ア 報告経路を明示し、報告の徹底を図る。
  - イ 学年部会・職員会議等での情報の共有を図る。
  - ウ 要配慮生徒の実態を把握する。(含 進級時の引継等)

## 8 いじめへの対応

### (1) 生徒への対応

#### ア 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという強い意志を示して「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する。

- (ア) 安全・安心を確保する。
- (イ) 心のケアを図る。
- (ウ) 今後の対策について、ともに考える。
- (エ) 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- (オ) 暖かい人間関係をつくる。

#### イ 「いじめている生徒」への対応

「いじめは決して許さない」という毅然とした態度でいじめている生徒に接し、他人の痛みを考えさせ、直ちにその行為をやめるように強く指導を行う。

- (ア) いじめの事実を確認する。
- (イ) いじめの背景や要因の理解に努める。
- (ウ) いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- (エ) 今後の生き方を考えさせる。
- (オ) 必要がある場合は懲戒を加える。

### (2) 関係集団への対応

ア 周囲でおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、「いじめは絶対に許さない」という意思を持たせる指導を行う。

イ 自分たちでいじめ問題を解決する力を育成するための指導を行う。

- (ア) 自分の問題として捉えさせる。
- (イ) 望ましい人間関係づくりに努める。
- (ウ) 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### (3) 保護者への対応

#### ア 「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、「学校は全力を尽くす」という決意を伝え、安心感を与え、信頼関係を結ぶよう配慮する。

- (ア) いじめられている生徒の立場に立ち、じっくりと話を聞く。
- (イ) 苦痛に対して十分な理解を図る。
- (ウ) 親子のコミュニケーションや家族のサポートなどの協力を求める。
- (エ) 学校の対応に対して不信感をもたれないよう誠実に丁寧に対応する。

#### イ 「いじめている生徒」の保護者に対して

事実を確認し、速やかに面談し、丁寧に詳細に説明する。

- (ア) 生徒や保護者の心情に配慮する。
- (イ) いじめられている生徒の心情を理解してもらう。
- (ウ) いじめ行為をやめさせるには保護者の協力が必要であることを理解してもらう。

#### ウ 保護者同士が対立する場合など

保護者同士が対立する場合には教員が間に入り、関係調整が必要となる場合がある。

- (ア) 生徒が置き去りにならないよう配慮する。
- (イ) 学校に対する保護者の思いを丁寧に聴く。
- (ウ) 場合によっては副校長・教頭が直接保護者と面談を行う。
- (エ) 教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

### (4) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な場合、情報の交換だけではなく、一体的な対応を行う必要がある。

#### ア 教育委員会との連携

- (ア) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法を協議する。
- (イ) 関係機関との調整を行う。

#### イ 警察との連携

- (ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合に対応を依頼する。
- (イ) 犯罪等の違法行為がある場合に対応を依頼する。

#### ウ 福祉関係機関との連携

- (ア) 家庭での養育に関する指導・助言を依頼する。
- (イ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握を依頼する。

## エ 医療機関との連携

- (ア) 精神保健に関する相談を行う。
- (イ) 精神症状についての治療、指導・助言を依頼する。

## 9 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信・掲示したり、特定の生徒になりすまして社会的信用をおとしめる行為を行ったり、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどの行為を指し、犯罪行為である。

### (1) ネットいじめの予防

#### ア 保護者への啓発・協力依頼

- (ア) インターネット・携帯電話の使用に関する保護者の見守りを依頼する。
- (イ) フィルタリングの設定を依頼する。

#### イ 情報教育の充実

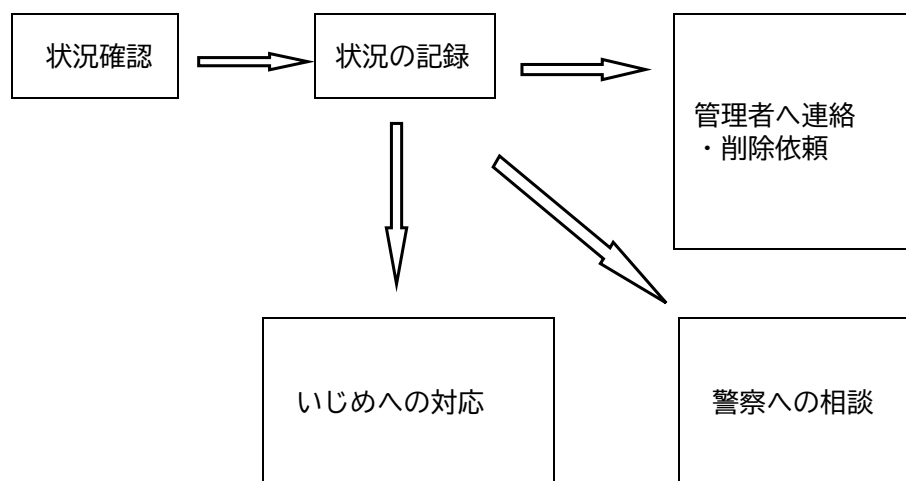
- (ア) 教科「情報」におけるネットモラル教育の充実を図る。
- (イ) ネット社会についての講話・研修会を実施して啓蒙する。(保護者・教員、生徒向け等)

### (2) ネットいじめへの対処

#### ア ネットいじめの把握

- (ア) 被害者からの訴えによる把握
- (イ) 閲覧者からの情報による把握
- (ウ) ネットトラブル未然防止を目的とした道教委のネットパトロール情報による把握
- (エ) 学校独自の定期的なネットパトロールによる把握

#### イ 不当な書き込みへの対処



## 10 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

#### ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態

- (ア) 被害生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 被害生徒が精神性の疾患を発症した場合
- (ウ) 被害生徒が身体に重大な障害を負った場合
- (エ) 被害生徒が高額の金品を奪い取られた場合

#### イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている事態

- (ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合
- (イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

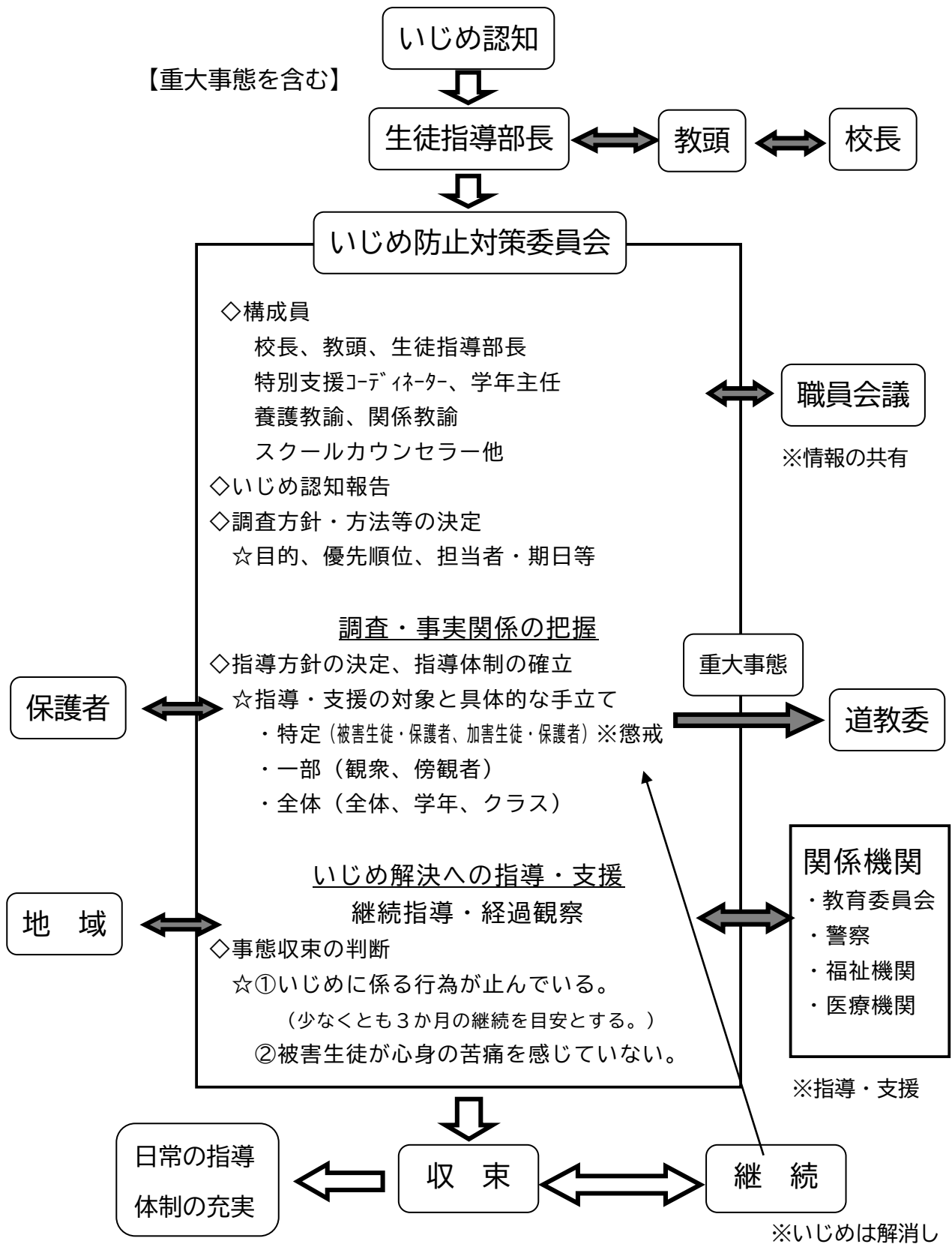
### (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し解決にあたる。

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

- 学校いじめ防止基本方針
- いじめを許さない姿勢
- 風通しのよい職場
- 保護者・地域との連携

## 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



たが

## 「いじめのサイン」チェックシート

### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。  
多くの教員の目で、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れて、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

### 3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。

教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている

### 4 家庭でのサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあったりする <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る <input type="checkbox"/> 成績が下がる
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる

北海道上川高等学校 「いじめ防止対策年間計画」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事	始業式 入学式	PTA総会 高体連地区大会 前期中間考査	宿泊研修1年	学校祭 全校集会 夏季休業	夏季休業	前期期末考査 学期間休業 海外研修	HR役員選出 見学旅行	後期中間考査	活動報告会 冬季休業	冬季休業 大学入学共通テスト スキー授業	スキー授業 後期期末考査	卒業式 入学者選抜 終業式
職員研修 会議	方針 指導計画 全体周知	校内研修	校内研修				校内研修			方針 指導計画 点検・確認		方針 指導計画 立案
	定例職員会議（月1回）・臨時職員会議・校内研修											
	臨時緊急対応委員会の開催 特別支援委員会（随時） いじめ対策委員会（いじめアンケート集約後・随時）											
未然防止の取組	校長講話 生徒指導 部長講話 PTA役員会 PTA総会	QU検査 <b>いじめ アンケート</b>		校長講話 生徒指導 部長講話		校長講話 <b>いじめ アンケート</b>		QU検査	校長講話 生徒指導 部長講話	校長講話		校長講話 生徒指導 部長講話
	学級・学年づくり		人間関係づくり					人間関係づくり				
			宿泊研修	学校祭				見学旅行	体育大会			
早期発見の取組	個別面談	保護者 懇談会 <b>いじめアンケート調査 追跡確認・結果報告</b>	面談週間 個別面談				面談週間 個別面談					<b>いじめアンケート調査 追跡確認・結果報告</b>
	健康・教育相談（学校生活の不安・友人関係等）											
	スクールカウンセラー（年間10回）・生徒指導部会（情報共有）											

※ 職員会議（4月）では、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を掲示し、全教職員で共通理解を図る。

※ 保健室への来室生徒に関しては担任と情報共有を図る。また、定例職員会、議特別支援委員会において各学年・クラスの気になる生徒の状況を報告し共通理解を図る。

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道上川高等学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

上川高校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

- 1 基本方針    2 いじめの定義    3 基本的な考え方    4 構造・態様・動機
  - 5 指導体制・組織的対応    6 予防    7 早期発見    8 対応
  - 9 ネットいじめへの対応    10 重大事態
- 日常の指導体制（未然防止・早期発見）○緊急時の組織的対応（いじめへの対応）  
○いじめられている生徒のサイン／いじめている生徒のサイン  
○教室でのサイン／家庭でのサイン

上川高校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

- 1 構成員    校長 教頭 生徒指導部長 学年主任 養護教諭 関係教諭  
特別支援コーディネーター スクールカウンセラー
- 2 役割    いじめに関する緊急対応
- 3 活動内容    いじめ認知報告 調査方針・方法等の決定  
指導方針の決定 指導体制の確立 事態収束の判断

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- 1 対策組織の定期的開催による情報収集（いじめアンケート実施・分析）
- 2 教育相談の充実（面談週間の設定）
- 3 道徳教育・特別活動の推進
- 4 人権教育の推進
- 5 情報モラル教育の充実
- 6 保護者・地域との連携（学校いじめ防止基本方針等の周知）

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。  
また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。  
令和7年度の北海道上川高等学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先01658-2-1409（学校代表電話）

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
（メール）	<a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
上川教育局教育相談電話（電話）	0166-46-5243	月～金 8:45～17:30

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例  
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果  
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター

## 警察と連携した「いじめ問題」への対応

北海道教育委員会 令和8年（2026年）4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 〔参考〕いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

## □ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第202条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

## □ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

### 〔家庭との連携について〕

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□北海道上川高等学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策組織担当の、教頭です。また、担当者他、ホームルーム担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。

□学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。

連絡先01658-2-1409（学校代表電話）

### 〔参考〕『学校いじめ防止基本方針』

北海道上川高等学校HP <http://www.kamikawa.hokkaido-c.ed.jp/>

## いじめ防止対策委員会規程【案】

### (目的)

第1条 この委員会は、いじめの未然防止・早期発見を図り、発生したいじめを迅速に解決するため重篤ないじめに対しては外部機関との連携により、被害生徒を確実に守ることを目的とする。

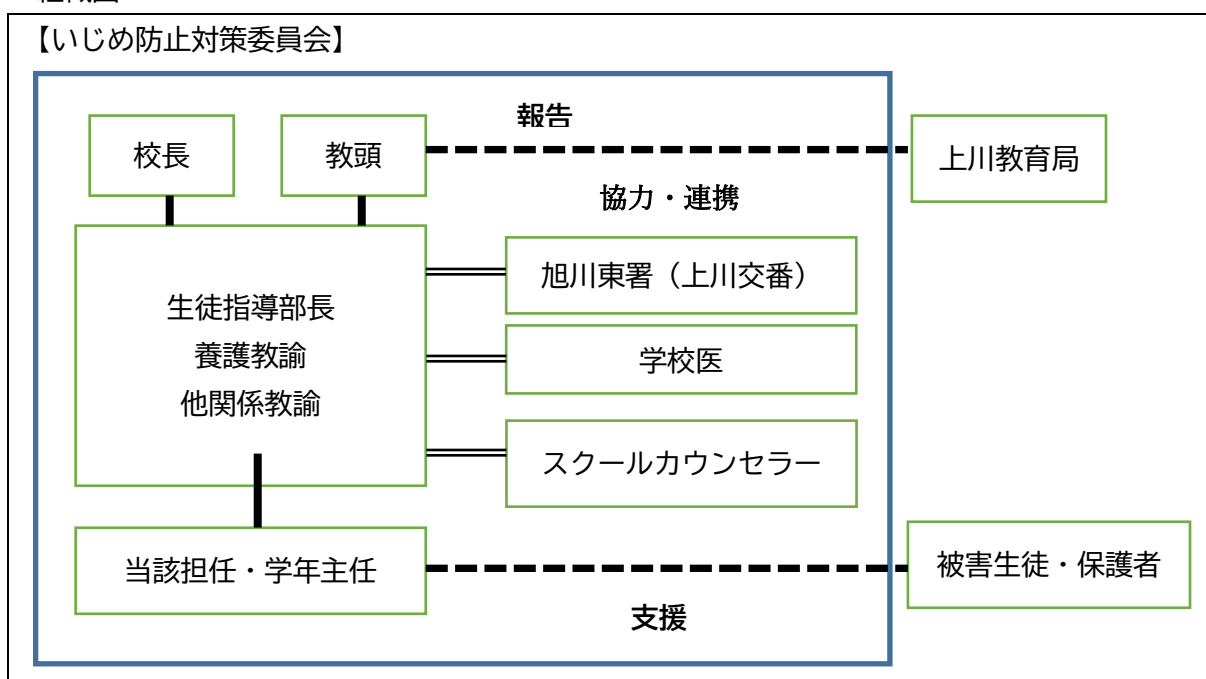
### (構成)

第2条 この委員会の構成は次のとおりとする。

教頭・生徒指導部長・生徒指導副部長・当該担任・その他関係職員をもって構成する。

2 重篤な事故等については、必要に応じて外部機関と連携して対応にあたる。

### 組織図



### (機能)

第3条 この委員会は目的を達成するために、以下の機能を有する。

- 1 学校全体でのいじめ未然防止・早期発見に向けた生徒の小さな変化も見逃さない体制づくり。
- 2 いじめに対する正確な情報収集、情報の整理・分析。
- 3 効果的な対策の検討と全職員への周知と共通理解。
- 4 職員の役割分担と家庭・地域・関連機関との適切な連携。
- 5 被害者への支援と安全の確保。いじめ解消の判断。
- 6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し。  
生徒や保護者、地域住民の意見を取り入れるアンケートや協議の場を設定。
- 7 学校いじめ防止プログラム及び年間計画の策定。

(任 務)

第4条 この委員会は、前条の1～5の機能を実現するため、次の各号に掲げる事項の任務を行う。

2 未然防止・早期発見に向けた取組を以下に示す。

- (1) 健康教育部は定期的に「いじめアンケート」を実施し早期発見に努める。
- (2) 全教職員は、授業、学校行事はもとより部活動等あらゆる教育機会において、生徒の様子の変化に注意を払う。
- (3) 生徒の様子に変化がある場合、担任（学年団）や養護教諭との間で情報共有し、不適切な行為があった場合は適切に指導し生徒指導部に連絡する。
- (4) HR担任は、普段から家庭と連絡を密にし、保護者とお互いに情報交換できる体制を築く。
- (5) 学年は、教育相談週間等の生徒理解と情報収集の機会を用意し、情報を全職員と共有する。

3 いじめへの対応を以下に示す。

- (1) いじめに関する情報が寄せられた場合、直ちに事実関係を調査する。
- (2) いじめの事実関係が明らかになった場合、校内いじめ防止対策委員会を開催し、事実関係や情報分析を行い、今後の指導方針を検討する。
- (3) 被害生徒・保護者には担任を通じて事実関係を明らかにする。
- (4) 担任（学年）はいじめが解決するまで、被害生徒、保護者の心的支援に努める。
- (5) 加害生徒への適切な指導を行う。
- (6) いじめが重大な犯罪行為である場合は、警察へ通報すると共に協力を仰ぐ。
- (7) 関係機関に報告すると共に、生徒・保護者の心的動揺の軽減に努め、学校の学習機能の維持に努める。
- (8) 迅速で正確な情報収集に努め、被害者への提供を持って被害者支援と信頼関係の確立に努める

緊急時の対応図

